

(仮称) 一宮市第 1 共同調理場整備運営事業

基本協定書 (案)

令和 3 年 5 月 3 1 日

一宮市

(仮称) 一宮市第1共同調理場整備運営事業に関する基本協定書(案)

(仮称) 一宮市第1共同調理場整備運営事業(以下「本事業」という。)に関し、一宮市(以下「甲」という。)と、優先交渉権者の構成員である(構成員名称)、(構成員名称)及び(構成員名称)(以下「乙」と総称し、またその代表者たる(構成員名称)を「乙の代表者」という。)との間で、以下のとおり、本事業に関する基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定において用いる用語の定義は、本事業の募集要項及び別添書類(以下「募集要項等」という。)の一部として公表された事業仮契約書(案)に定めるとおりとする。

(趣旨)

第1条 本基本協定では、甲が本事業に関し、乙を優先交渉権者として選定したことを確認し、甲と、乙の設立する本事業の遂行予定者(以下「特別目的会社」という。)との間で締結する本事業及びこれに要する資金調達並びにこれらに付随する一切の事項に関する契約(第6条第2項に規定する本契約を意味し、以下「事業契約」という。)の締結に向け、かつ、その他本事業の円滑な実施に必要な、諸手続並びに甲及び乙の義務を定める。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、事業仮契約書(案)を基本とした甲と特別目的会社との間における事業契約の締結に向けて、協力の上各々誠実に対応し、これが可及的速やかに締結されるよう最大限の努力をするものとする。

- 2 乙は、事業契約締結のための協議において、本事業の公募手続における甲及び(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業者審査委員会の要望事項を尊重しなければならない。
- 3 乙は、募集要項等及び事業提案書を遵守するものとする。募集要項等と事業提案書の間には齟齬があると甲が判断した場合は、事業提案書の内容が募集要項等で示された水準以上の内容であると甲が判断した場合を除き、募集要項等の内容が優先するものとする。

(特別目的会社の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後、速やかに本事業及びこれに関連する業務の実施のみを目的とする特別目的会社を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」という。)に定める株式会社として設立し、かつ、その商業登記簿謄本(又は現在事項全部証明書)、認証済み原始定款の原本証明付き写し及び株主名簿を甲に提出するものとする。

- 2 特別目的会社は、事業期間が終了するまでの間、資本金を事業提案等に記載した金額以上とし、取締役会及び監査役を設置し、その株式全部につき会社法第2条第17号に定め

る譲渡制限株式とし、及び甲の書面による事前の承諾を得た場合を除くほか解散決議を行わないものとする。また、特別目的会社は事業期間が終了するまでの間、一宮市内を本店所在地としなければならず、乙は、特別目的会社をして、特別目的会社の本店所在地を一宮市外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

- 3 乙は、事業提案書に基づき必ず特別目的会社に出資する（乙の代表者の出資比率が全出資者中最大とする。）ものとし、かつ、特別目的会社への出資者は、乙に限られるものとする。また、事業期間中、本基本協定第4条第1項に基づき株式が譲渡その他の処分をされる場合を除き、常に、特別目的会社の発行済株式のすべてが、乙によって保有されていなければならないものとする。
- 4 特別目的会社の取締役又は監査役が変更された場合、乙の代表者は、速やかに甲に書面にて通知する。
- 5 乙の代表者は、特別目的会社の登記事項が変更された場合には、当該変更がなされた事業年度の終了後速やかに、当該事業年度中の変更事項を全て反映した商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）を甲に提出するものとし、また特別目的会社の定款が変更された場合には、速やかに変更後の定款（原本証明付きのもの）を甲に提出するものとする。

（株式の譲渡等）

- 第4条 乙は、事業期間が終了するまでの間、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除くほか、保有する特別目的会社の株式の譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行わないものとする。ただし、甲は、かかる承諾を合理的理由なく拒絶、留保又は遅延しないものとする。また、甲及び乙は、株式の譲渡の場合、当該譲受人も本基本協定の当事者となることに合意する。乙は、乙以外の第三者に対する特別目的会社の株式の譲渡につき甲の承諾を求める場合、当該第三者をして、別紙2「出資者誓約書（株式譲渡時）（様式1）」に記載された様式及び内容の出資者誓約書を予め甲に提出せしめるものとする。
- 2 乙は、前項の甲の書面による事前の承諾を得て特別目的会社の株式の譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行った場合には、速やかに当該処分の内容を甲に報告するとともに、当該処分に係る契約書の写しを甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、事業期間が終了するまでの間、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除くほか、特別目的会社をして資本減少を行わず、また乙以外の第三者に対する株式の発行又は処分（以下「発行等」という。）を行わせないものとする。ただし、甲は、かかる承諾を合理的理由なく拒絶、留保又は遅延しないものとする。また、甲及び乙は、第三者に対する株式の発行等の場合、当該第三者も本基本協定の当事者となることに合意する。特別目的会社が株式の発行等を行ったときは、速やかに、その時々の各株主たる乙は、別紙3「出資者誓約書（増資時）（様式2）」に記載された様式及び内容の出資者誓約書を甲に提出し、かつ、他の株主をして提出せしめるものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、特別目的会社をして、設計に係る業務を(設計企業名称)に、工事監理に係る業務を(工事監理企業名称)に、建設に係る業務を(建設企業名称)に、維持管理に係る業務を(維持管理企業名称)に、運営に係る業務を(運営企業名称)にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、本基本協定第6条第2項に基づき特別目的会社が甲との間で事業契約を締結した後、特別目的会社をして前項に定める設計、工事監理、建設、維持管理及び運営に係る各業務を委託し、又は請け負わせる者との間で、各業務につき本事業の遂行上合理的に必要なとされる時期までに、各業務に関する業務委託契約又は請負契約(若しくはこれに代わる覚書等)を締結せしめるものとする。
- 3 乙のうち、第1項により特別目的会社から各業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第6条 甲は、本基本協定締結後、一宮市議会への事業契約に係る議案提出日までに、特別目的会社との間で事業契約の仮契約(以下「仮契約」という。)を締結し、乙は特別目的会社をして、甲との間でこれを締結せしめるものとする。乙は、仮契約と同日付で、別紙1「出資者保証書」に記載された様式及び内容の出資者保証書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、事業契約の議決を得た後、速やかに仮契約に係る事業契約の本契約を締結し、乙は特別目的会社をして締結せしめるものとする。
- 3 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、甲は、事業契約の本契約締結前に、乙のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、特別目的会社との間で事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 本事業の公募手続に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下「独占禁止法」という。)第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 本事業の公募手続に関し、独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条の2、第8条の3、又は第20条の2～6のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 本事業の公募手続に関し、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号。その後の改正を含む。)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。
 - (4) 次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（該当者が個人である場合にはその者を、該当者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年条例第24号。その後の改正を含む。）（以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 該当者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が該当者に対して当該契約の解除を求め、該当者がこれに従わなかったとき。
- (5) その他、事由のいかんを問わず、募集要項等に定める応募資格を喪失したとき。
- 5 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、特別目的会社と事業契約を締結することができない場合（前項に基づき甲が事業契約を締結しない場合、及び特段の合理的な理由がないにもかかわらず特別目的会社が事業契約を締結しない場合を含む。）には、乙に対し違約金を請求することができるものとする。この場合、乙は連帯して当該違約金を支払う。なお、違約金は、事業契約書（案）別紙11「サービス対価の支払方法」に定めるサービス対価 A-1 及びサービス対価 A-2 の元本相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の5に相当する金額とする。
- 6 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（準備行為）

- 第7条 乙は、特別目的会社の設立前にも、自らの費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、かかる行為に協力するものとする。
- 2 前項の乙の行った準備行為は、特別目的会社の設立後は、特別目的会社が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合における処理)

第8条 甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由により、甲と特別目的会社との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、確認するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第9条 甲は、事業契約締結後に、本事業の公募手続きに関し、乙のいずれかにおいて第6条第4項第1号ないし第3号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を解除するかどうかにかかわらず、乙に対し、違約金として設計・建設業務に係る対価(消費税及び地方消費税を含む合計額)の10分の1に相当する違約金を請求することができるものとする。この場合、乙は相互に連帯して及び特別目的会社と連帯して当該違約金を支払う。ただし、第6条第1項第1号及び第2号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号。その後の改正を含む。)第6項で規定する不当廉売の場合など市に金銭的損害が生じない行為として、事業者がこれを証明し、そのことを市が認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、一宮市契約規則第12条の規定により、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、遅延損害賠償金として、甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本基本協定又は本事業に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、特別目的会社の本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が一宮市情報公開条例(平成12年条例第33号。その後の改正を含む。)等に基づき公開する場合はこの限りではない。

(本基本協定の変更)

第11条 本基本協定は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

(本基本協定の有効期間)

第12条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約の終了時までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合における本基本協定の有効期間は、事業契約までに乙が募集要項等に基づき失格となった場合、特別目的会社が事業契約の締結を拒み又は正当な理由なくしてこれを遅滞している場合などにより、事業契約の仮契約又は本契約の締結に至る可能性がないと甲が判断してこれを乙の代表者に通知した日、又は乙が辞退した日のうちいずれか早い日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条、第9条、第10条及び第13条の規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後においても存続する。

(協議等)

第13条 本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、甲と乙とは誠意をもって協議し解決するものとする。

2 本基本協定の規定と事業契約の規定との間に齟齬がある場合には、事業契約の規定が優先するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第14条 本基本協定は日本国の法令に従って解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

(以下余白)

以上を証するため、本基本協定を2通作成し、甲及び乙の各構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者が各1通を保有する。

令和3年●月●日

甲 住 所 一宮市本町2丁目5番6号
氏 名 一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙

(代表者兼構成員)

住 所
氏 名

(構成員)

住 所
氏 名

(構成員)

住 所
氏 名

令和●年●月●日

一宮市長あて

出資者保証書

一宮市（以下「市」という。）及び●●●●（以下「特別目的会社」という。）との間で、本日付けで仮契約が締結された（仮称）一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る事業仮契約（以下「本仮契約」という。）に関して、優先交渉権者の構成員である（構成員名称）、（構成員名称）及び（構成員名称）（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、下記事項を市に対して表明、保証し、かつ誓約いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられる用語は、本仮契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 特別目的会社が、令和3年●月●日に会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に定める株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、特別目的会社が、取締役会及び監査役を設置しており、また、特別目的会社が発行する株式の全部が会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式であること。また、本仮契約に係る事業契約の本契約（以下「本契約」という。）の終了までの間、特別目的会社が、取締役会及び監査役を設置し、その発行する株式の全部を会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式とすること。
- 3 本日現在における特別目的会社の発行済株式総数は、●株であり、そのすべてが当社らによって、それぞれ以下の株式数で保有されていること。

（構成員名称） : ●株
（構成員名称） : ●株
（構成員名称） : ●株

- 4 特別目的会社が本仮契約に基づく事業を実施するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する特別目的会社の株式の全部又は一部について担保権を

設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書の写しを当該担保権設定後速やかに市に対して提出すること。

- 5 当社は、本契約の終了までの間、特別目的会社の株式を保有するものとし、市の書面による事前の承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、その他一切の処分を行わないこと。また、かかる株式の譲渡先が特別目的会社の他の株主であっても、同様に、市の書面による事前の承諾を得る必要があること。
- 6 当社らが、前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、譲受人をして、市と当社らとの間で締結された、令和3年●月●日付基本協定書の別紙2出資者誓約書（株式譲渡時）（様式1）記載の様式及び内容による出資者誓約書を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

別紙2 「出資者誓約書（株式譲渡時）（様式1）」

令和●年●月●日

一宮市長あて

出資者誓約書（株式譲渡時）

●●●●（以下「特別目的会社」という。）の株式を譲り受ける予定である（構成員名称）（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、下記事項を一宮市（以下「市」という。）に対して表明、保証し、かつ誓約いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語は、市と特別目的会社との間で令和4年●月●日付けで締結された（仮称）一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る事業契約（以下「本契約」という。）において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 当社の予定する特別目的会社の株式の譲受け（但し、事前に市の承諾を得るものとします。）は、以下のとおりであること。

譲渡人：

（譲渡対象株式の種類： ）

譲渡対象株式の数： ____株

（譲渡予定日：令和__年__月__日）

譲渡後に当社が保有する株式数： ____株

- 2 当社が特別目的会社の株式の譲渡を受けた場合、当社も、市と特別目的会社の構成員の間で締結された令和3年●月●日付基本協定の当事者となり、これに拘束されること。
- 3 当社は、当社が保有する特別目的会社の株式の全部又は一部について担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書の写しを当該担保権設定後速やかに市に対して提出すること。
- 4 当社は、本契約の終了までの間、市の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社が保有する特別目的会社の株式の全部又は一部につき譲渡、その他一切の処分を行わないこと。また、かかる株式の譲渡先が特別目的会社の他の株主であっても、同様に、市の書

面による事前の承諾を得る必要があること。

- 5 当社が、前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして本出資者誓約書記載と同様の様式及び内容の出資者誓約書を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。

住 所

氏 名

一宮市長あて

出資者誓約書（増資時）

一宮市（以下「市」という。）及び●●●●（以下「特別目的会社」という。）との間で、令和4年●月●日付けで締結された（仮称）一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記事項を市に対して表明、保証、かつ誓約いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 令和●年●月●日付けで特別目的会社に対して出資を行った（以下「本出資」という。）結果、本日現在、当社が保有する特別目的会社の株式の議決権の数は●株であること。
- 2 当社は、本出資により、市と特別目的会社の構成員の間で締結された令和4年●月●日付基本協定の当事者となり、これに拘束されること。
- 3 当社は、当社が保有する特別目的会社の株式の全部又は一部について担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書の写しを当該担保権設定後速やかに市に対して提出すること。
- 4 当社は、本契約の終了までの間、市の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社が保有する特別目的会社の株式の全部又は一部につき譲渡、その他一切の処分を行わないこと。また、かかる株式の譲渡先が特別目的会社の他の株主であっても、同様に、市の書面による事前の承諾を得る必要があること。
- 5 前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡における譲受人をして、上記2記載の基本協定書の別紙2出資者誓約書（株式譲渡時）（様式1）記載の様式及び内容による出資者誓約書を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。

住 所

氏 名